

広域情報
新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置

2021年3月18日(木)

<ポイント>

●3月18日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000755575.pdf>)

●本件措置の主な点をお知らせ致しますので、日本への御帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

<本文>

3月18日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。

●緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとした以下の措置は、当分の間、継続するものとします。

- (1) ビジネストラック及びレジデンストラックの一時停止
- (2) 全ての国・地域からの新規入国の一時停止
- (3) 全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)